

いじめ問題対応の手引き

～令和5年度改定版～

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 いじめ問題に対する考え方

1. いじめの定義・基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. いじめの基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. いじめの構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. いじめ対応フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 未然防止の取組

いじめ未然防止4つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 早期発見の取組

1. いじめのサインと早期発見の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
2. 教師用チェックリストの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 家庭用チェックリストの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
4. 生活アンケートの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 早期対応の取組

1. いじめを受けた児童生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. いじめを行う児童生徒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
3. 出席停止措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4. 周りの児童生徒への指導の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
5. 保護者への対応における配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
6. ネットいじめへの対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
7. 関係機関・相談機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第5章 校内体制の再点検

1. いじめ防止対策委員会 ※生徒指導部会等・・・・・・・・・・・・ 27
2. 生徒指導部・学年会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
3. 職員会議・校内研修会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

引用・参考文献

はじめに

近年、情報技術の進展等、急激な社会変化の中で、SNS内でのいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな課題となっています。

こうした中、今一度、すべての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。これを受け、柏市教育委員会は、平成26年4月、「柏市いじめ防止基本方針」を策定、各校においても、それぞれの「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への対応に取り組んできました。

しかしながら、法が施行された後も、全国的に重大ないじめ事案が後を絶たず、教職員による、いじめ情報の抱え込みや不適切な対応により、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりする事案が発生しています。

こういったことを踏まえ、国は平成29年3月、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定とともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

柏市においても、令和5年4月、「柏市いじめ防止基本方針」を改定し、新たないじめ防止の取組を推進しているところです。このことにあわせて、この「いじめ問題対応の手引き」では、法に基づく「いじめの定義」や「いじめの基本認識」を明記するとともに、教職員が自身の活動やいじめの兆候を点検できる「チェックリスト」、「フローチャート」等を加え、この手引きが若年者の道標となり、熟年者が基本の再確認ができるものとなるように、現在のいじめ問題に対応すべく改定しました。

すべての子どもたちが健やかに夢や希望を持ちながら、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、管理職はもとより、教職員一人一人が本手引きを積極的に活用して「いじめ問題」に取り組むことを願っています。

柏市教育委員会

本改定の主なポイント

- ◇いじめ問題において、普段から「いじめが起きにくい学級や集団」を作ることが重要だと捉え、新たに「未然防止の取組」を加えました。
- ◇いじめ問題では、初期対応がとても重要です。そのため、「正確な記録の取り方」や「ネットいじめ」「段階に応じた適切な対応」、「いじめを受けた児童生徒・保護者への対応の仕方」について、起こりうる事例・実際に起こってしまった事例を、具体的な注意点として追記しました。
- ◇いじめの「内容」だけでなく、いじめが起こる「背景」に何があるかを見つめる視点を持つために、「いじめに対する考え方」や「チェックリスト」等の内容を改定しました。

第1章 いじめ問題に対する考え方

1. いじめの定義・基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。（法第3条）

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、個人の人権を否定する問題であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、関係機関などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめの認知に当たってのチェックリスト

- 限定的に認知を行っていないか（力関係、継続性、悪質性、故意、重大性で判断しない）
- 学級担任等、特定の教職員だけで「いじめではない」と判断していないか（学校内のいじめ防止対策組織を活用し認知すること）
- 学校内の行為のみを対象としていないか（一定の人間関係とは、学校の内外を問わない）
- けんかや、ふざけあいであっても、状況をよく確認して認知しているか
- 被害者側が気づいていない悪口等も、いじめになりうるものとして指導しているか
- よかれと思って行ったことが相手を傷つけた場合などもいじめと認知しているか

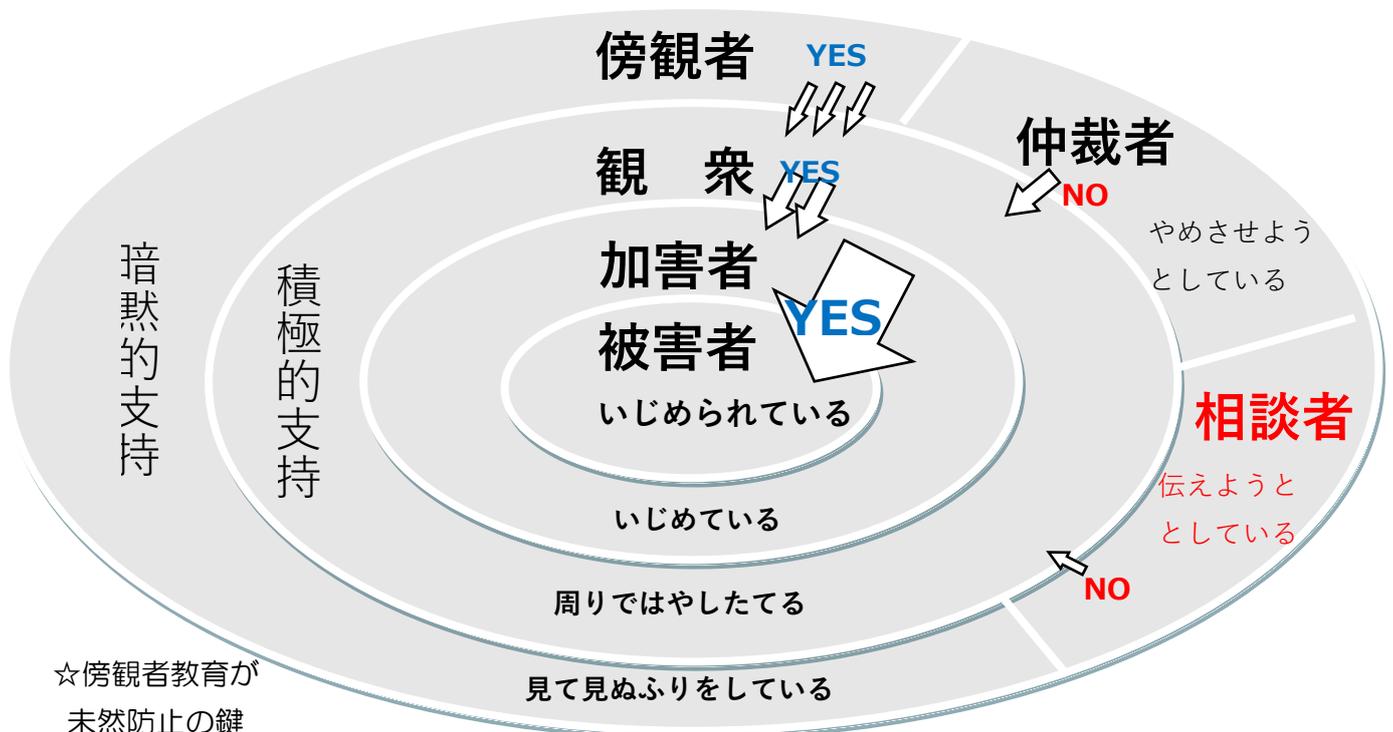
3. いじめの構造

【傍観者や観衆の存在】

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、よろこんだりして見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている児童生徒にとっては、支え(味方)にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかポイントになります。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招き、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。いじめが行われたとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているのです。

下図に4つの層の力関係を大小の「YES, NO」矢印で整理し、教室の“空気”を可視化しました。まずは、傍観者が「小さなYES」を「小さなNO」に変えることが大切です。



- ◎いじめは大人の見えていないところで起こる。児童生徒の中には目撃者（傍観者）がいることが多い。
- ◎いじめの加害者と被害者は見つけにくいだが、傍観者を見つけることはできる。
- ◎傍観者は、何もしない（できない）ことが多い。だが、「やめてほしい」と思っている場合が多い。

いじめ対応フローチャート

柏市教育委員会

児童生徒の行動観察
登下校時・休み時間
授業・給食・清掃時
放課後・部活動
一人一台端末使用時

情報収集の方法
アンケート・教育相談
生活ノート等のやりとり
教育心理テスト
スクリーニングシステム
STANDBYアプリ
シャボテンログアプリ

保護者面談の実施
学級担任・学年教職員
養護教諭
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

外部からの情報提供
学校評議員・民生委員児童委員・主任児童委員
・地域住民
柏市少年補導センター
東葛地区少年センター

いじめの可能性発見

いじめの状況把握と事実確認

- ① 5W1Hに基づき、正確に事実を把握する（時系列）
- ② 把握した事実を記録に残す

保護者への連絡・説明
状況および対応策
○被害側保護者
○加害側保護者

教育委員会への報告
○状況および対応策
○継続的な連絡報告

いじめ解決のための共通理解・共通対応

- ① 校内いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）⇒方針の決定
- ② 全職員での共通理解・共通対応の確認
- ③ いじめを受けた児童生徒のケア
「絶対に守る」という意思表示と「安全確保」
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 保護者への説明および協力依頼

謝罪等の調整
再発防止の徹底に
むけて協力依頼

関係者会議の実施
○教育委員会児童生徒課
○東葛飾教育事務所
○柏市少年補導センター
○東葛地区少年センター
○柏警察生活安全課
○児童相談所
○千葉県子どもと親のサポートセンター

トラブル
の発生

解決に向けて指導の継続

問題の解決および再発防止に向けて 「指導の重点化と見直し」

- ① いじめを許さない毅然とした指導の展開
共通理解・共通対応がいじめを許さない土壌をつくる！
- ② カウンセリングの継続⇒スクールカウンセラーの活用
- ③ 生命尊重の指導⇒実践事例集を参考に！
- ④ 人権教育の徹底
- ⑤ いじめ防止にむけての現職教育⇒校内外での研修の充実
- ⑥ PTA主催の保護者研修⇒子どものいじめ（加害）を疑う姿勢

指導の継続および評価と情報公開

- ① 定期的なアンケートおよび教育相談の実施
- ② 指導方針や指導方法の見直し
- ③ 情報の公開および報告

※参考資料

「生徒指導提要」
文部科学省
「生徒指導リーフ」
「生徒指導支援資料（いじめ）」
国立教育政策研究所
「生徒指導の充実のために」
「いのちを大切にするキャン
ペーン実践事例集」
千葉県教育委員会

第2章 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起きにくい学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

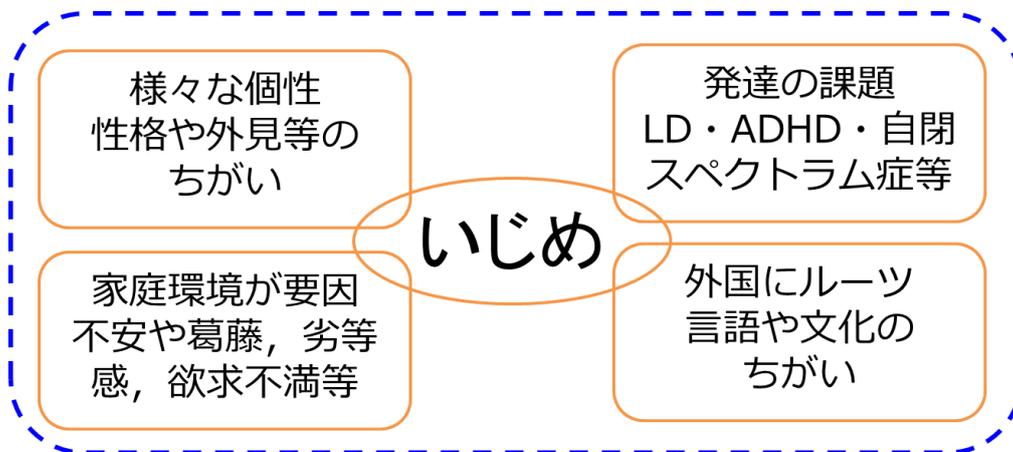
いじめ未然防止 4つのポイント

① 教職員の言動・姿勢「一人ひとりの人権を尊重する行動を！」

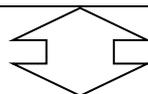
子どもたちは、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

そのためには、児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、個に応じた指導・支援が必要です。

《個に応じた支援（イメージ）》



いじめが起こる背景には、生徒指導・家庭環境・発達の課題等、様々な要因が複雑に絡み合っています。児童生徒一人ひとりの違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう声かけを工夫することが必要です。



【NGワード（例）】

「どうしてできないの」、「何度も言っているでしょ」、「だからダメなんだよ」等
⇒ 教職員が児童生徒の言動を否定すると、いじめを助長してしまう可能性も…。

② 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要です。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童生徒を成長させます。また、教職員の児童生徒への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく変化します。

児童生徒に自信を持たせる言葉（例）

- 「あなたが大切だから、こうやって話をします。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしいです。」
- 「さすがです。いいところに気がつきましたね。」
- 「あの時の態度、立派でしたよ。」
- 「あなたが学級にいて、みんなの気持ちが明るくなりますね。」
- 「あなたの活躍を見ていると、先生もうれしいです。」
- 「いつも、さわやかなあいさつだね。」 等

先生は、いつも自分のことを認めてくれる。次もがんばろう！

先生、ありがとう。
ほめてくれてうれしい！

《いじめ未然防止チェックリスト》

いじめの未然防止のために、教職員一人ひとりが、日常生活・授業の中で常に心がけ、身につけてほしい基本的な事柄です。

学級づくり	① あたためのある笑顔で児童生徒と接している。	
	② 児童生徒といることを楽しめている。	
	③ 児童生徒の意見をきちんと聴こうとしている。	
	④ できたところや良いところを認めている。	
	⑤ 毎日、全員にあいさつするなど声をかけている。	
	⑥ 児童生徒同士のつながりを大切にしている。	
	⑦ 休み時間は外で遊ぶなど、児童生徒と一緒に活動している。	
	⑧ 給食は、グループに入って一緒に食べている。	
授業づくり	⑨ 基本的な学習ルールを意識させている。	
	⑩ 本時のめあてが明示してある。	
	⑪ 板書計画を立てて指導を行っている。	
	⑫ 児童生徒同士がかかわる機会(グループ・ペア学習等)を設定し、意欲を引き出す工夫をしている。	
	⑬ ICT や学校図書館を活用するなど、指導方法の工夫をしている。	
	⑭ 本時の学習のまとめをしている。(身に付いたことの確認・自己評価や相互評価など)	

環境づくり	⑮ 服装・身だしなみを整えている。	
	⑯ 授業中は、ていねいな言葉遣いや呼名を心がけている。	
	⑰ 教室や活動の場はすっきりしている。	
	⑱ 作品や観察カード・新聞などは、誤字脱字文章表現の誤りなど直しをさせてから、掲示している。	
連携	⑲ 相談できる人が校内にいる。	
	⑳ 学級で起きた問題（怪我・生徒指導的な問題など）を学年主任や管理職に、報告している。	
	㉑ 欠席した児童生徒や学校で体調を悪くしたり怪我をしたり、トラブルがあった児童生徒双方の保護者へ連絡・お見舞いの電話を入れている。	

☆ チェックリストの使い方 ☆

- ① このチェックリストは、自分自身を振り返るためのものです。
- ② 学期ごとに振り返る等、計画的・継続的に活用してください。
- ③ 十分満足な場合は◎、満足な場合は○、改善が必要な場合は△をつけます。
- ④ うまくいかない時は、周りの先生方にも相談してみましょう。

※『子どもの命と人権を守るために』（柏市教育委員会児童生徒課）参照

③ 子どもたちの主体的な参加による活動

児童会や生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。

〈実践例1〉異年齢交流

新入生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・児童会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けた。

〈実践例2〉「いじめSTOP!」宣言

生徒会が中心となり、「いじめSTOP!」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスターづくり等の取組を進め、生徒会から全校生徒へ運動を広げた。

〈実践例3〉「〇〇中学校いじめ防止」サミット

市内中学校の代表者が集まる「いじめサミット」で学んだことを各学校で持ち帰り、生徒総会でいじめ防止の取組を提案した。

例) いじめを受けた時のSOSの出し方と受け止め方のロールプレイを実践した。

友だちの良いところ（ちがい）を見つけ、掲示物にして体育館に張り出した。

④ 保護者や地域との連携

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

〈実践例1〉授業参観等

- ・ 授業参観において、保護者や地域の方に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- ・ 学級活動で、ゲストティーチャーとして保護者や地域の方を招き、話を聞く。
- ・ 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。

〈実践例2〉学級通信・学年通信

- ・ いじめ防止の取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関する意見をもらう。

〈実践例3〉家庭用「いじめチェックリスト」の活用

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもとちがう子どもの変化に気づくために、保護者向けいじめチェックリストを作成し、全家庭に配布した。

第3章 早期発見の取組

1. いじめのサインと早期発見の方法

基本姿勢『日々の観察』～ 子どもがいるところには、教職員がいる体制～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめ発見に効果があります。

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要です。

(1) 児童生徒の出すサイン

※いじめの早期発見のための視点をまとめると以下のようになります。

日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	<ul style="list-style-type: none">○ 日ごろと違う表情（視線に注目）をしていませんか。○ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。○ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありませんか。
他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	<ul style="list-style-type: none">○ グループを作るときにいつも最後まで残っている児童生徒はいませんか。○ 友達からのあいさつや言葉かけが少ない児童生徒はいませんか。
特定の児童生徒への対応の差異に注目する。	<ul style="list-style-type: none">○ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている児童生徒はいませんか。○ 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。
学級の雰囲気注目する。	<ul style="list-style-type: none">○ 学級全体に無気力感が漂っていませんか。○ 一部のボスの児童生徒を中心に、学級が小集団化していませんか。

(2) 早期発見のための方法

早期発見のための方法としては、上に挙げた視点から観察したり、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童生徒を客観的に理解する方法等が考えられます。

観察	授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。 また、学級ノート等を通しての児童生徒理解に努める。
情報収集	定期的な教育相談や学級・学校での相談ポストの設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童生徒・保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。
客観的理解	i-CheckやQ-U検査（学級満足度調査）やアンケート調査を通して客観的理解に努める。

2. 教職員用チェックリストの活用

(1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックリスト」の基本的考え方

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。

このため、前頁に示す「日常と比べて表情や言動に変化がないか注目する」、「他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する」、「特定の児童生徒への対応の差異に注目する」、「学級の雰囲気に着目する」の4つの視点から、いじめ等の人間関係のトラブルを早期に発見するための「チェックリスト」を作成しました。

◇「児童生徒をとらえる視点」

学校生活の場面を8つの時系列に分け、児童生徒をとらえる視点を整理しています。

◇「児童生徒を観る具体的なポイント」

上記の各視点に基づき、具体的な場面を想定し、それぞれいくつかの観点を示しています。

(2) チェックリストの項目

時系列	項目	児童生徒を見る観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	⑪	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
(7) 部活動やクラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言いつつ出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

「チェックポイント」の活用方法

学級担任等が「チェックポイント」をもとに、気になる児童生徒を抽出し、教育相談を実施し、いじめの早期発見に活用します。いじめ認知後は、早期対応に移行します。

3. 家庭用チェックリストの活用

(1) 家庭用チェックリストの基本的考え方

いじめられている子どもは、家族に心配をかけたくないという思いから、自分から打ち明けられない場合も多いと思われます。しかし、何らかのサインを出していることが考えられます。

いじめの早期発見のためには、保護者の理解と協力も必要です。そこで、いじめられている子どものサインをいち早く察知するために、家庭用チェックリストを作成しました。

(2) いじめられている子どものサインをキャッチ（被害者の視点）

●日常生活の変化	
①	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがある。
②	登校時刻になると、身体の不調を訴え登校をしづらくなった。
③	食欲が急に落ちる、寝つきが悪い、笑顔が減る。
④	意味なく夜更かしし、極端に寝起きが悪くなった。
⑤	死や非現実的なことに関する本やインターネットの情報に関心を持つようになった。
⑥	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動を口にするようになった。
⑦	妙ににこにこしたり、気を遣いすぎたりすることが多くなった。
●持ち物の変化	
⑧	持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしている。
⑨	カッターナイフなどの刃物をカバンやポケットに入れている。
⑩	家庭から品物やお金を持ち出したり、必要以上にこづかいを要求したりするようになった。
●友人関係の変化	
⑪	親しかった友達が遊びに来なくなったり、遊びに行く回数が減ったりした。
⑫	電話に出たがらなかったり、友達の誘いを断ったりするようになった。
⑬	学校や友達に対する不平や不満を口にするが多くなった。
⑭	転校したい、学級をかわりたい、部活動をやめたいなどの話をするようになった。
●家族との関係の変化	
⑮	ささいな事で怒ったり、家族に八つ当たりしたりするようになった。
⑯	家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになった。

(3) いじめている子どものサインをキャッチ（加害者の視点）

⑰	買ってやっていないものを持っている。
⑱	お金のつかい方が荒くなった。（おこづかい以上のお金をつかっている）
⑲	親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになった。
⑳	親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになった。

※項目の中には思春期のどの子にも表れるものもあります。大切なことは、子どもの小さな変化を見逃さないことです。

4. 生活アンケートの活用

「生活アンケート」は、いじめはどの学級でも起こりうることを前提として、いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒からのサインを把握することを目的として作成します。いじめられている児童生徒は、望ましい自己概念や学習意欲が低下したり、友だちとの関係が疎遠になったりすることが考えられます。また、学級の雰囲気や教師との信頼関係は、いじめのサインを早期発見するために大切な手がかりだと考えられます。したがって、自己概念や学習意欲、友だちや教職員との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査で把握することは、いじめの早期発見・早期対応につながります。

※自己概念とは、児童生徒自身が自分のことをどのようにとらえているかということ。自己像。

資料1 緊急アンケート例

【生徒向けアンケート】 1～2は生徒が記入して下さい。

*該当する口にしを記入して下さい。

1 あなたは「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」を

受けている

受けていない

2 *1の質問で「受けている」と答えた人のみ回答して下さい。

あなたの受けている「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」はどのようなものですか。

（複数回答可）

暴力

言葉

使いつ走り

無視

SNS（LINEを含む）・メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み

その他（ ）

【保護者向けアンケート】 3～4は保護者が記入して下さい。

*該当する口にしを記入して下さい。

3 あなたは、子どもが「いやな思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」を受けているのを

気付いていた

気付いていなかった

4 *3の質問で「気付いていた」と答えた人のみ回答して下さい。子どもの受けている「嫌な思い（中傷、嫌がらせ、いじめ等）」はどのようなものですか。（複数回答可）

暴力

言葉

使いつ走り

無視

SNS（LINEを含む）・メール・ブログ・ホームページへの悪意ある書き込み

その他（ ）

*封筒に厳封し、生徒を通じて〇月〇日までに担任にご提出下さい。

資料2 〈メッセージ・カード〉

〇〇学校は、誰にとっても「楽しい学校、力がつく学校」を目指しています。私たちも、そのために精一杯努力しています。ただ、君たちの心の奥にしまわれている思いまでは、残念ながらなかなかわかりません。

そこで、君たちにも協力をお願いしたいと考え、これからはアンケート形式で、君たちの思いを定期的に聞いていきたいと思えます。毎日一緒に生活する中で話してくれればそれが一番良いと思えますが、それが簡単にできない人、あるいはなかなかできないことは、この用紙を通して聞かせてください。なお、この用紙で聞かせてもらったことについては、あなたがいいといわない限り、他の人に聞いたり、調べたりすることはしません。

① あなた自身が困ったり悩んだりしていることやいじめられて苦しんだりしていることはありませんか。あったら書いてください。

メッセージ1 人はみんな助け合って生きています。困っているときや悩んでいるとき、あるいは苦しんでいるときに人に助けを求めるのは、決して恥ずかしいことではありません。誰もがそうやって生きていますから。

(略)

このことについて特に相談したい人がいましたら、その人の名前を書いてください。

② あなたの回りに困ったり悩んだりしている人やいじめられて苦しんだりしている人はいませんか。そういうことで、気になっていることがあったら書いてください。

メッセージ2 少し勇気を持ちましょう。確かに君たちの世界で起こっていることを大人に知らせるのは、抵抗があるかもしれません。でも、苦しんでいる友だちの心の中を、本当にその人の身になって考えてみてください。そのままではおけないはずです。そしてまた、誤ったことをしている友だちがいたら、それをやめさせることが本当の友だちのすべきことではないでしょうか。(略)

このことについて特に相談したい人がありましたら、その人の名前を書いてください。

メッセージ3 人が一緒に生活するとき、その基本は大変単純なことです。それは、「自分がされていやなことは人にしない」ということです。まずは、君たちの生活の中から、「キモイ・ばか・死ね」、この3つの言葉を追放することから始めましょう。

アンケート実施上の配慮事項

○各校の実態に応じてアンケートを作成し、児童生徒が安心して回答できるように、アンケートの実施目的や回収方法を丁寧に説明してください。

○児童生徒が落ち着いて回答できるように、学校や学級の実態に応じて日程及び時間を適切に設定してください。

○アンケート結果をもとに面接等を行う場合は、必ず全員を対象にしてください。個別の支援を行う場合には、他の児童生徒に十分配慮してください。

○アンケートは、周囲の目を気にして正直に回答をしないことも考えられるので、回答結果だけではなく、日常の行動観察や家庭での様子等も関連づけて、総合的に判断してください。

第4章 早期対応の取組

1. いじめを受けた児童生徒への対応

一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実関係を正確に把握します。
- ② いじめを受けた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をします。
- ③ 校長及び関係教職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

二次対応（短期対応）

- ④ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめを受けた児童生徒を支援する体制を整えます。

三次対応（長期対応）

- ⑤ いじめを受けた児童生徒の学級及び集団への適応を促進します。

■一次対応（緊急対応）

①事実関係の把握「教職員の基準で安易にいじめの有無を判断しない」⇒「組織対応!」

いじめの訴えあった場合は、「被害者が心身に苦痛を感じている」ということを前提にいじめを確実に認知します。その際、教師の基準で『これくらい「いじめ」ではない』等と、安易にいじめの有無を判断してはいけません。必ず複数の目でいじめの状況を確認することが大切です。



本人からの訴えでいじめがわかった場合は、すぐに本人から話を聞くことができます。しかし、それ以外の方法（教師の気づき、アンケート調査、保護者の訴えなど）で、いじめがわかったときは、すぐに本人から話を聞けるとは限りません。

いじめを受けた児童生徒は、保護者や教職員に自分がいじめられていることを話したくない、または認めようとしない場合があります。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）、などさまざまな理由が考えられます。また、教職員や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もあります。

したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする必要があります。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要です。

聴き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をします。聴き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができます。また、聴き取りに際しては、担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教職員等が対応するなど、学校全体で組織的に対応することが必要です。

○把握すべき情報（例）

- ◇ 誰が誰をいじめているのか・・・【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こった？・・・【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？・・・【内容】
- ◇ いじめのきっかけは何か？・・・【背景】
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・【期間】

《要注意》
個人情報の取扱いに十分に注意すること

②安全確保と全面支援（心のケア）

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人なりに大きな決断であり大変勇気のいる行動です。いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立って話を聞くとともに「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。

緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・**校内学習支援室**等）などが考えられます。

③関係者への報告・連絡・相談

いじめの事実を確認後、いじめられた児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係教職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします。保護者への報告は、複数の教職員で家庭訪問等し、直接話をします。

<p>【注意点】 いじめを訴えた保護者から <u>不信感をもたれた教職員の言葉</u> (例)</p>	<ul style="list-style-type: none">• お子さんにも悪いところがあるようです。 (※「おたがいさま」等の発言)• クラスにはいじめはありません。• どこかに相談にいかれてはどうですか。• (学校外やネット上のいじめに対して) 放課後のことなので、家庭同士で連絡を取り合ってください。等
---	---

【いじめの段階に応じた適切な対応】

《法令上のいじめの定義と一般通念上のいじめの認識との乖離》

当該保護者とは、事実関係やいじめ該当性のみならず、どのような程度の指導を要する問題と評価したのか、具体的な指導の方針・方法、今後の見通しを共有し、理解を得ることが求められる。その際、加害児童生徒への指導とその保護者への説明に当たっては、いじめは人権侵害にあたり、絶対に許されない行為であるとの認識を前提としながら、好意や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することのないよう配慮が必要である。いじめ行為のみならず、至った背景を正しく見立てて支援することが大切である。

加害の様相		単 純	低 年 齢	個 人	一 時 的	→	複 合	高 年 齢	集 団	継 続 的
レベル5 犯罪的な言動 「懲らしめてやる」	暴力あり	↑ 社会通念上のいじめ ↓	法令上のいじめ	「金を持ってこい」と金銭の要求や殴ったり、見世物にした。		【被害の苦痛：高】不登校、自殺企画 重大	警察等と連携し、法令に基づいて指導する。			
レベル4 故意で行った言動 「ムカつく」	暴力なし			発表する度に、陰でコソコソと笑ったり、冷やかす。			絶対に許されない行為を理解させ、解消するまで監督する。			
				「調子に乗っている」とSNS等で無視をした。			行為の背景を聴き取った上で、人を傷つけることの問題について理解させる。			
レベル3 衝動的に行った言動 「つい、かっとなって…」	暴力あり			「ウザっ」と不注意でぶつかった相手に言い、その場で蹴った。 ※事例によっては犯罪			暴力は絶対に許されないことを指導し、アンガーマネジメント等の対処法を支援する。			
	暴力なし			「ウザっ、死ねよ」と不注意でぶつかった相手に言い放った。			発言の背景を理解した上で、絶対に使ってはいけない言葉について指導する。			
レベル2 意図せずに行った言動 「悪気はなかったのだけど…」		「何やってんだよ」とサッカーでミスをした仲間に怒鳴った。		何気ない言葉が相手を傷つけることもあることを丁寧に諭す。						
レベル1 好意で行った言動 「親切のつもりだったのに…」		「〇〇さんも意見を言いなよ」と発言が苦手な相手に強く促した。		親切さを評価した上で、発言が苦手な相手の気持ちについて、一緒に考える。						
		軽微	【被害の苦痛：低】一時的な不快感、落ち込み							

※あくまでも例であり、ケースによって個別、総合的に考慮して対応する。



記録の残し方 ポイント



なぜ記録を残すのですか？

- それは、① 備忘のため
- ② 伝達・共有のため
- ③ 証拠保全のためです。

『対応過程 = 必ず記録』

関係する児童生徒や保護者，観衆，傍観者等から聴き取ったことは，対応の過程を含め，事実を整理・記録・保管します。また，関係者間で情報共有することにより，学級や学年の実態，児童生徒理解につながります。

💡【記録のポイント】💡



1 正確な記録

- (1) 5W1H（時系列，どれぐらいの強さで，何回，どこをどうやって等）
- (2) 客観的な事実を具体的に書き，評価を入れない
e.g. 事実：〇〇をした。××と言った／評価：不適切な行為である
×「そわそわしていた」 ○「時折、右膝を小刻みに揺らしていた」
- (3) 日付，文書作成者を記載

記録は将来的に裁判等で証拠として使用されることもある

- (4) 内容が一目でわかるタイトル
e.g. ×：「Aの件」 ○：「2/8（水）Aがガラス割る」

- (5) 情報を直接的なものと間接的なものに分けて整理

- ① 直接見聞きした情報 ② 伝聞情報※事実認定時の扱いに注意

cf. 刑事裁判においては，伝聞証拠の証拠能力は原則として認められない
（刑事訴訟法320条1項）

2 記録の工夫

- (1) ICレコーダーに記録
毎回，全ての対応や事案を事細か文章化することは負担が大きい
⇒ICレコーダーへ音声録音⇒保存⇒必要な時に確認や文字起こし



- (2) 書き方のパターンや略語の活用

各項目や書き方をパターン化，自分なりの略語を決める



3 いじめ等対応記録ツール（国立教育政策研究所）・・・◇参考資料↑

◆聴き取りは，オープン質問が基本（NG:無理矢理聞き出す）

【録音記録】面談や会議，聴き取り時，相手の話に集中し，正確な記録を残すためには，録音が有効です。その際は原則，「重大なことと捉えており，再発防止等のために正確な記録の確保が必要」等説明し，承諾を得ましょう。録画は，話者の権利（プライバシー権，肖像権等）の制約が大きくなるので，避けるのが無難です。
◆注意：児童生徒への聴き取りでは，特段話しやすい環境を作る等の配慮が必要のため，ケースや関係性等を総合的に判断し，実施すること。

■二次対応（短期対応）

④支援体制の確立 「問題を教職員一人で抱え込まない」

いじめを受けた児童生徒と最も信頼関係ができている教職員（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。しかしながら、問題を一人で抱え込んではいけません。校内のいじめ防止対策委員会を中心に、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていくことが大切です。

また、いじめを受けた児童生徒及び保護者の心の安定を図るために、または、学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合は、関係機関との連携が有効です。特に、特別な事情を抱えている児童生徒の対応については、関係機関と連携することが大切です。必要に応じて、医療や福祉の専門家を交え、問題を客観的にとらえ、協働して解決を図るように努めてください。

虐待や貧困等、特別な事情を抱えている児童生徒については、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでおり、そのことがきっかけでいじめの加害者にも被害者にもなりえます。⇒いじめの「内容」だけでなく、いじめが起こる「背景」に何かあるか見つめる視点を持つことが大切です。

◎支援体制の流れ

「いじめ防止対策委員会」等において、いじめを受けた児童生徒の指導・援助の方策案を立てます。

支援の体制及び方針について、全教職員で共通理解します。

いじめを受けた児童生徒と信頼関係が最もできている教職員を担当者とします。

担当者となった教職員が中心となって、児童生徒を支援します。

いじめ防止対策委員会が中心になって、担当者の日常的な指導や援助に対してサポートしていきます。

※ いじめ防止対策委員会のメンバーは、担任、学年主任、生徒指導主事、**教育相談コーディネーター（担当）**、養護教諭、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター等、学校の複数の教職員のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者によって構成します。

■三次対応（長期対応）

⑤対人関係能力の向上と適応促進

いじめを受けた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いていたり再発したりすることがあります。したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う必要があります。

また、すべての児童生徒の対人関係能力の向上や改善のために、児童生徒の発達段階に応じた※1ソーシャルスキルトレーニングや※2アサーショントレーニングなどを行うことも有効だと考えられます。その際は、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、個別のプログラムを開発する必要があります。さらに、いじめの深刻さによっては、相談室や校内学習支援室等での別室登校、児童生徒の立場に立った弾力的な学級編制替え等を工夫することも考えられます。なお、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、保護者の希望により、校長など関係者の意見も十分に踏まえ、転校等の措置についても配慮する必要があります。

※1 ソーシャルスキルトレーニング（SST）とは、認知行動療法の一つで、人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法を身につけさせる学習のこと。コミュニケーション技術を向上させることによって、人間関係上の困難さや悩みを解決しようとする技法である。

※2 アサーショントレーニングとは、ソーシャルスキルの中で、特に自己主張に関する技法を中心としたもの。攻撃的（＝アグレッシブ）な表現や非主張的（＝ノンアサーティブ）な表現との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（＝アサーション）について学ぶ。自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮する、自分も相手も大切にしたいコミュニケーションのやり方を学習すること。

2. いじめを行う児童生徒への対応

一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実と経過を、複数の教職員で確認します。
- ② 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝えます。

二次対応（短期対応）

- ③ いじめの態様等により指導方針を立案し、教職員間の共通理解を図ります。

三次対応（長期対応）

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導します。

一次対応（緊急対応）

①事実関係の確認

いじめを行う児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしない場合があります。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。そのような時に事情を聴く教職員は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。いじめを行った児童生徒が複数の場合は、複数の教職員で同時に、かつ個別に事実と経過を聴きます。

事実関係の確認は「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた児童生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取ります。

なお、事実確認と指導は、明確に区別します。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあります。

<p>【注意点】 初期対応が不適切で児童生徒及び保護者に対して不信感を与える対応（例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大声で叱責する。 ・ 全体の前で見せしめのように指導する。 ・ 強く肩を引っ張り、廊下に引っ張り出す。⇒体罰の可能性 ・ 物にあたり、大きな音を出す（机を蹴る、黒板をたたく等） ・ 傷つく言葉がノート等書かれているいじめを発見した際、子どもたちにその言葉を書かせ筆跡を調べる（犯人捜しのような対応）。⇒人権侵害
---	---

②関係者への報告と確認

- ・ いじめの問題の解決のためには、保護者との共通理解や協働意識が大切です。保護者との信頼関係を築くためには、受容・共感的な態度で接することが肝要です。
- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・ いじめの事実を確認後、いじめを行った児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係教職員に報告します。複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば、再度確認し、事実を正確に把握します。

<p>【注意点】 学校の対応が十分ではないため保護者から発せられた言葉（例）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手にもいじめられる理由があるのだろう。 ・ 学校がきちんと指導していれば…。 ・ ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。
--	--

二次対応（短期対応）

③ 指導方針の立案と共通理解

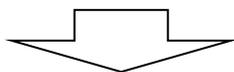
いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」などがあります。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

特に、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、強い姿勢が大切であり、関係機関との適切な連携が必要です。

<p>《 分 類 》 ⇒ 《 抵触する可能性のある刑罰法規 》</p>
<p>ア 冷やかしやからかい、悪口、嫌なことを言われる ⇒ 『脅迫、名誉毀損、侮辱』</p>
<p>イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要</p>
<p>ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ⇒ 『暴行』</p>
<p>エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ⇒ 『暴行、傷害』</p>
<p>オ 金品をたかられる ⇒ 『恐喝』</p>
<p>カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする ⇒ 『窃盗、器物損壊等』</p>

キ 嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする ⇒『強要、強制わいせつ』
ク パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる ⇒『脅迫、名誉棄損』

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する必要があります。



「冷やかし・からかい」等への対応

発達上の個人差や性格、行動等を口実にしている場合が多いと思われます。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れず、教職員が見過ごしてしまうこともあります。そのため、いじめている児童生徒も、自分がいじめているという認識が希薄になりがちです。

したがって、指導に当たっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させることが必要です。

「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」等への対応

「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしている場合が多いと思われます。いじめている児童生徒の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張します。制裁の手段としての意識も強く、いじめているという認識が全くない場合もあります。また、加害・被害の立場が逆転しやすいのも特徴です。

指導に当たっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し受容することです。その上で、よりよい解決策を導き出すことが必要です。

「言葉での脅し」「たかり」「暴力」等への対応

力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられます。「言葉での脅し」「たかり」は「恐喝」であり、「暴力」は「暴行・傷害」です。刑法に触れる犯罪行為は、たとえ子どもであっても許されることではありません。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることも少なくありません。したがって、指導に当たっては、関係機関との連携が不可欠です。児童相談所や警察との連携によって、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応が必要です。

三次対応（長期対応）

④ いじめを行う背景を見つめる

いじめを行う児童生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがあります。自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合もあります。そのためには、日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢が大切です。

そこで、道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させていきます。また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を、継続して行います。

「中和の技術」～いじめ正当化のストラテジー～

「中和の技術」とは、マッツァとサイクスによる非行研究の中で明らかにされた心的メカニズムです。自分の加害行為を正当な報復であると言い換えるものです。自責の念を緩和したり、他者からの非難や制裁の矛先を転化したりする働きがあります。

(1)「責任の回避」

自分の積極的意志でやったのではなく、仕方がなかったのだ、やらなかったら自分がやられる、みんなもやっていることなのだ、と考える。

●心的メカニズム：やらされた（させられた）と思うことで、良心の呵責を中和する。

(2)「危害の否定」

相手にたいした害を与えていない、口で言っただけで暴力はふるっていない、相手はそれほど傷ついていない、と考える。

●心的メカニズム：外傷や目に見える被害がないことを理由に、相手への危害を否定する。

(3)「被害の否定」

相手はやられて当然のことをした、みんなと同じようにできない、約束を破ったからやられるのは仕方ない、と考える。

●心的メカニズム：規範や制裁を理由に、相手への危害を正当化する。

(4)「非難者への非難」

自分だっていじめられた経験がある。非難する人は、状況を知らないからだ。または、大人も同じようなことをしている、と考える。

●心的メカニズム：もっと悪いヤツがいる、自分はまだマシな方だとして罪を逃れようとする。

(5)「高度の忠誠心への訴え」

より大切なまたは身近なグループの仲間に対する忠誠のためにやった行動であり、自分の所属集団のルールからすれば間違っていない、と考える。

●心的メカニズム：集団の要請に応えたものとして、責任を回避する。

いじめに関して教職員が児童生徒に事実確認をするときは、上記のような心的メカニズムが作用している場合があることを十分認識する必要があります。したがって、事実を正確に把握するためには、当事者の言い分だけでなく、日ごろの観察や当事者以外の言動も考慮して、適切に判断することが大切です。

3. 出席停止措置について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要があります。（学校教育法第35条）

※ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。

法的根拠

『児童の出席停止』 学校教育法第35条

学校教育法第35条

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

4. 周りの児童生徒に対しての指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり（観衆）、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして誰にも発信しない（傍観者）児童生徒が多いことが指摘されています。いじめの問題は、加害・被害の関係児童生徒だけではなく、このような周りの児童生徒に対しても適切な指導をすることが大切です。

【周りの児童生徒に対する指導の3つのポイント】

① 共感的人間関係づくりに努める。

違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくることが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫することが必要です。

② 全員が当事者であることを理解させる。

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要です。

③ 自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

児童生徒一人一人に活躍の場をつくることが大切です。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動，教室の作品掲示など，一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がけます。

【注意点】 周りの児童生徒への指導で不信感を持たれた対応（例）	・ 大声をあげて，加害者を指導する。⇒「先生が怖い」 ・ 「連帯責任」と称して，全員を長時間にわたり指導する。 ⇒「自分はやっていないのに…」 ・ 物が紛失した際，十分な説明もせず，持ち物検査をする。 ⇒「疑われているのかな…」 等
------------------------------------	--

5. 保護者への対応における配慮事項

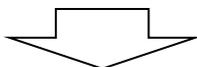
【被害者及び保護者の心理を考える】

「いじめを受けた…」 「わが子がいじめられていた…」 いじめの事実を知った時の保護者のショックは計り知れません。学校を信頼していたのに…⇒失望や悲しみ，怒りの感情がわいてくるのは当然のことです。学校側は被害者及び保護者の心理を考え，迅速かつ適切に対応することが求められます。

① 一次対応（緊急対応）

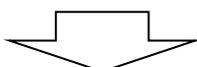
- ・ 発見したその日のうちに，家庭訪問等で保護者と面談（複数対応）し，事実関係を伝えます。（必要に応じて，電話で済ませるのではなく，直接会って対応することが望ましい）
- ・ 学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議します。
- ・ 保護者の話を傾聴し，つらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。

② 二次対応（短期対応）



- ・ 継続して家庭と連携を取りながら，解決に向かって取り組むことを伝えます。
 - ・ 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- ※ 問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して，学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられます。

③ 三次対応（長期対応）



- ・ 家庭で子どもの変化に注意してもらい，どんな些細なことでも相談するよう伝えます。
- ・ 解消したと考えられる場合も，必要に応じて継続的に家庭へ連絡を取ります。
- ・ 年度が替わった場合も，児童生徒間の情報を確実に引き継ぐようにします。

《保護者対応の注意点》

- 学級担任等が一人で抱え込むのではなく、複数で対応（管理職・学年主任等）すること。
- 記録の作成・保存を徹底すること。
- 保護者同士で連絡を取り合う際、個人情報の扱いには十分注意すること。

（例：勝手に相手の連絡先を教えるのではなく、必ず互いの保護者に確認を取ること）

◆法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。保護者には、保護者会等で、具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

【保護者対応フローチャート】

■被害児童生徒の保護者への対応

わが子がいじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をすることが大切です。

新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告します。学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努めます。

◇それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応します。

◇保護者と直接会って、事実を正確に伝えます。

■加害児童生徒の保護者への対応

事実関係、及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。

問題の発生を子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たります。暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要です。

◇できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教師が同行します。

◇1回限りとせず、保護者との情報交換を継続し、誠意を伝える努力をします。

■他の児童生徒の保護者への対策

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないように、十分な対応・配慮を行います。

説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないように十分に配慮します。

◇伝えるべき内容は、わかりやすい言葉で、明確に自信を持って伝えます。

6. ネットいじめへの対応について

「ネットいじめ」とは、スマートフォンや携帯電話、パソコンを通じて、SNSやインターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、スマートフォンを操作しているときの表情の変化や使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。

《ネットいじめ（例）》

- SNS等（無料通話アプリ等）でのいじめ
- 動画共有サイト等でのいじめ
- 掲示版等に無断で画像を掲載される等のいじめ

■ 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易にひぼう・中傷が書き込まれる。

■ 被害者にとっては、周囲の友達がひぼう・中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■ 無料通話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある。

【保護者との連携】

○ 子どもたちのスマートフォン・携帯電話やパソコン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォン・携帯電話を持たせる必要性について検討すること

○ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得るという認識を持つこと

○ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えることを認識すること

＜早期発見の観点から＞

○ 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に声をかけ、必要に応じて学校に相談すること

【掲示板等の削除方法】

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」があった場合は、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要があります。

(1) 書き込み内容の確認

まず、その内容を確認します。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、SNS上の書き込みをスクリーンショットするなどして、内容を保存するようにします。

(2) 掲示板等の管理者に削除依頼

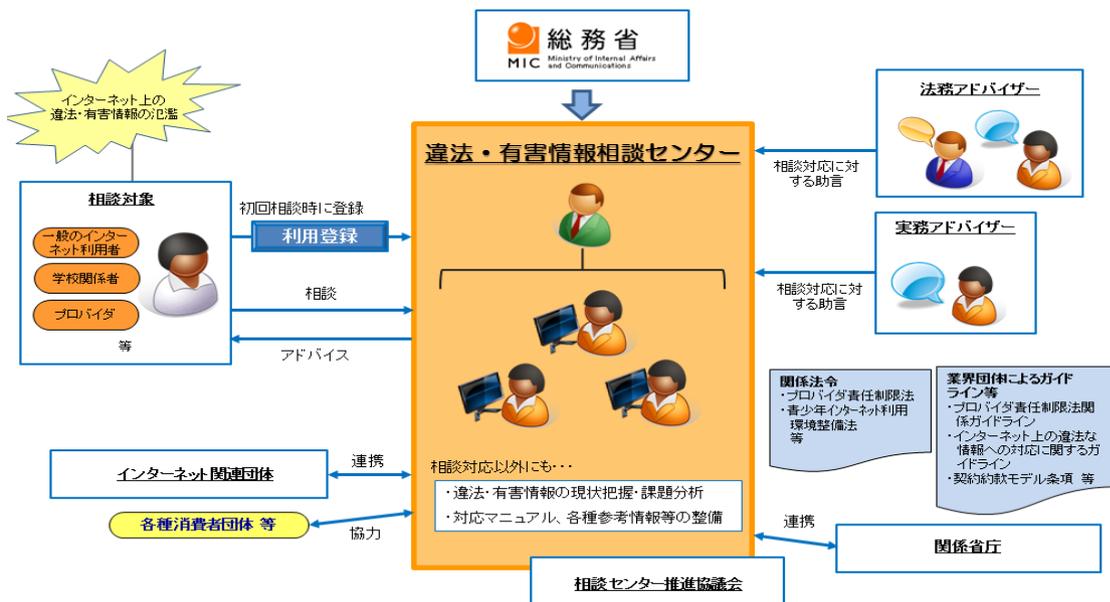
掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探します。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示されます。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっています。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要があります。

(3) 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行います。

(4) 違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）

インターネット環境における違法・有害情報および、安心・安全に関わる相談・疑問などの相談を受けつけてくれるサイトです。専門の研修を受けた相談員が内容に応じて助言してくれます。相談は無料です。 <http://www.ihaho.jp/>



◆インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内（法務省）

<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>



(5) 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もあります。

それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

(6) 対応の基本的考え方

ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然です。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁です。

※訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

被害にあったなら(教育機関にできること)

- ▶ 削除は難航する **※禁句「削除できる」**
- ▶ 教育委員会と連携
 - －現状を把握して教育委員会と情報を共有する。
- ▶ 相談窓口を案内
 - －法務省の人権擁護機関（法務局、地方法務局）
 - －違法・有害情報相談センター（総務省支援事業）
 - －セーフティーインターネット協会
- ▶ 犯罪性があれば警察署に通報
 - －詐欺、恐喝、児童ポルノ、児童誘引など

書き込み削除の難しさ

1. 書き込みの関係者 ▶ 一人ではない。
2. 拡散した書き込み ▶ 一括削除の手続きなし
3. ネット上での削除要求 ▶ 反論されて、こじれる。
4. 5ちゃんねる掲示板 ▶ 書き込んだ本人でも削除できない。
5. 削除依頼フォーム ▶ 公開される。炎上を招く。
6. プロバイダ責任制限法 ▶ 削除義務なし。
7. SNS(Twitter, Facebook) ▶ 英語で削除手続き
8. 法務省からの削除依頼 ▶ 強制力なし
9. 裁判所の仮処分命令 ▶ 手続、費用、時間、案件ごと
10. 再び書き込まれたら ▶ またイチからやり直し

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ

出典：(株)情報文化総合研究所まとめ



【警察との連携】

「ネット上のいじめ」の問題に対し、適切に対応していくためには、警察との協力体制が必要です。柏市では、学校において削除依頼の手続を行ったにも関わらず、悪質な書き込みが削除されない場合などは、柏市少年補導センターや千葉県警東葛地区少年センターを相談窓口とし、柏警察生活安全課と連絡を取り対応しています。

【法務局・地方法務局との連携】

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとして被害者等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、被害者自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っています。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効です。

7. 関係機関・相談機関との連携

《連携の必要性》

学校における指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることの共通認識・共通理解をしておく必要があります。

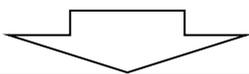
特に、教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。

次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時機に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- ア 心理的・福祉的の支援が必要であると判断した場合
- イ 児童生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ウ 問題行動を繰り返す児童生徒の処遇や、配慮を要する保護に関する場合
- エ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合等

◇ 連携のための配慮事項

- 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後は任せきりになったりしてしまうと、学校と児童生徒・保護者の信頼関係が損なわれてしまいます。
- 関係機関・相談機関との連携は、担任や担当教職員が自分の判断で行うものではなく校長が判断し、学校の指導体制の一環として行うことが重要です。
- 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、保護者が学校や教職員への不信感を生まないように十分な配慮をし、信頼関係を築く必要があります。
- 関係機関・相談機関に関する情報（専門分野・業務内容・治療方針・相談方法・申込方法・所在地・電話番号・経費など）を、日ごろから把握しておくが大切です。



◇ 関係諸機関との連携

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて下記のような関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立することが必要な場合があります。

- 柏市教育委員会児童生徒課 04-7191-7210
- 教育支援室（教育相談、電話、面談相談） 04-7131-6671
- 千葉県教育庁東葛飾教育事務所 047-361-4103
- 千葉県子どもと親のサポートセンター 043-207-6028
- 柏警察生活安全課 04-7148-0110
- 千葉県警東葛地区少年センター 04-7162-7867
- 柏市少年補導センター 04-7164-7571
- 柏市こども福祉課こども支援室家庭児童相談 04-7167-1458

★子どもが直接相談できる機関

24時間子供SOSダイヤル
0120-0-78310

千葉いのちの電話
043-227-3900

柏市補導センターやまびこ電話
0120-66-3741

千葉県警少年センター
0120-783497
(ナヤミヨクナル)

でんわそうだん

やまびこ電話相談

TEL: 0120-66-3741

月・火・水・木・金曜 午後1時～7時
(土・日曜・祝日・年末年始は休み) *むりょうです。

しょうねんそうだん

少年相談

午後1時まで
は、こちらにそ
うだんしてね!!

TEL: 04-7164-7571

月・火・水・木・金曜 午前8時30分～5時15分
(土・日曜・祝日・年末年始は休み)
柏市少年ほどうセンター

【表】

そうだんおよ つうほう

いじめeメール相談及び通報

24時間まいにちうけつけ

ネットのトラブルもそうだんできるよ!!

*下のQRコードまたは少年ほどうセンターのホームページをつかってください。
*そうだんのへんじには2～4日かかることがあります。




【裏】

第5章 校内体制の再点検

1. いじめ防止対策委員会（生徒指導部会等）

いじめの早期発見・早期対応のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要です。そのために、いじめ対策のための委員会を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教職員（生徒指導主任等）を位置づけておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。委員会の開催は、定例化するとともに、いじめが発見された時は、早急に開催することが重要です。

◇学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめの未然防止のためには、学校全体でいじめに対する基本認識を共通理解することが大切です。その中心となるのが、「学校いじめ防止基本方針」です。年度当初に「校内いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、基本方針が「児童生徒の実態や時代に即したものになっているか」、「適切に機能しているか」を見直し、必要に応じて改定することが重要です。

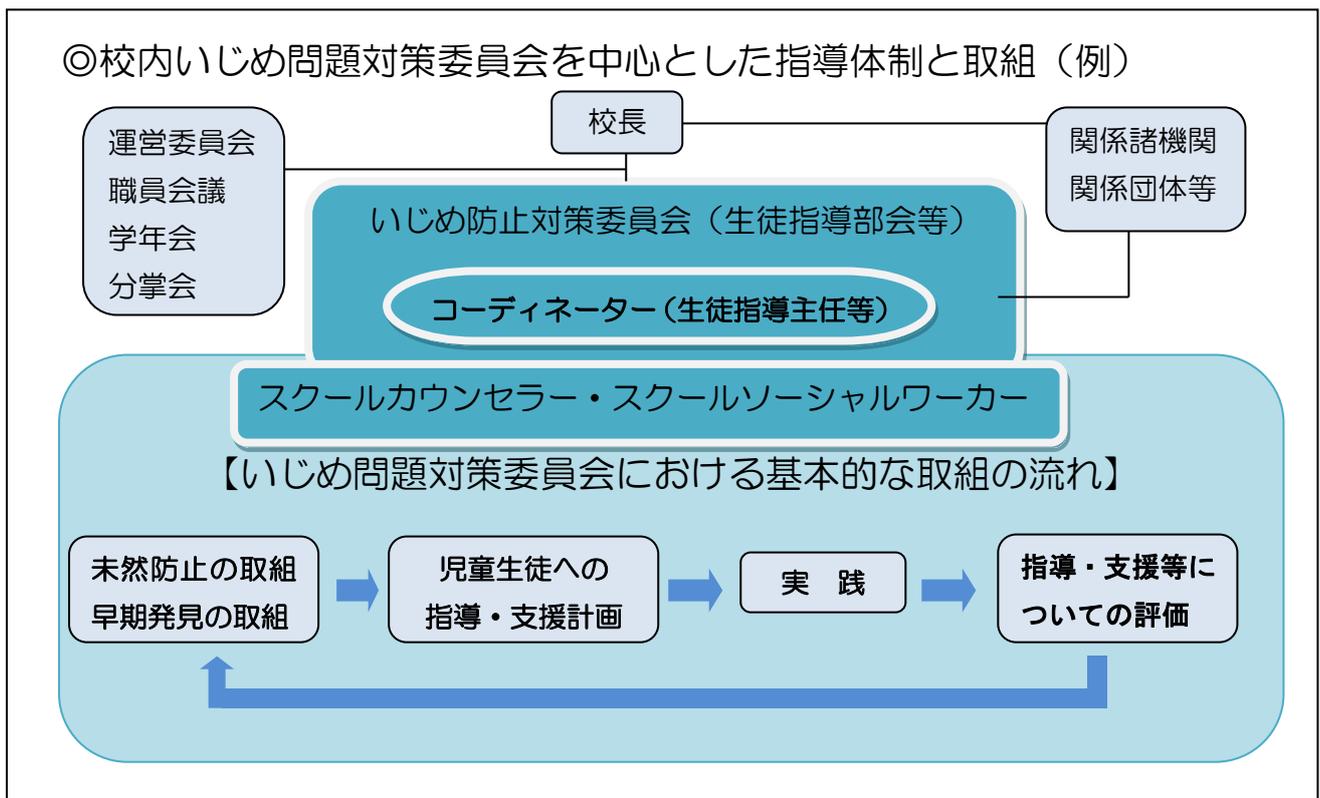
さらに、保護者や地域の方の協力や理解を得るためにも、改定した際は必ず学校のホームページ等にあげ、周知するようにしてください。

◇ 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を、「いじめ防止対策委員会」で集約し、委員会の協議を受けて、全教職員に周知・徹底します。また、教育委員会には、迅速かつ確実に報告し、連携を図らなければなりません。

◇ 役割分担の明確化

委員会では、生徒指導主事(生徒指導担当)や養護教諭、学年主任などが、職責に応じて明確に役割と責任を分担します。特に、会の運営および連絡、調整の役割を果たすコーディネーターを明確に位置づけることが重要です。



※いじめ防止対策委員会のメンバー（例）

校長，教頭，生徒指導主事(生徒指導担当)，教務主任，学年主任，**教育相談コーディネーター（担当）**，養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，特別支援コーディネーター，その他心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者

2. 生徒指導部会・学年(部)会

いじめの問題の解決や、いじめを生まない取組を効果的に進めていくには、生徒指導部会及び学年(部)会が連携・協力し、それぞれの機能を組織的・計画的に果たすことが重要です。そのために、生徒指導部会及び学年部では、いじめの問題に関する年間の指導計画を作成し、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生まない学校づくりのための教育相談体制の充実等が必要です。

◇ 年間計画の作成・推進

生徒指導部会は生徒指導の年間計画をもとに、いじめの問題に対応していく体制を整えるとともに、各学年・学級において、アンケートや教育相談が確実に実施されるよう推進役を務め、教職員の意識の向上を図ります。また、いじめの問題に直面した担任への支援や助言を行うことも大切な役割です。

【いじめの早期発見・早期対応のための年間計画(例)】

4月	児童生徒理解のための職員会議① 全校集会等でいじめ防止の講話	10月	アンケートをもとにした個人面談
5月	学校生活アンケート アンケートをもとにした個人面談	11月	いじめに関する校内研修会② 柏市いじめの状況調査(2学期)
6月	いじめに関する校内研修会① 柏市いじめの状況調査(1学期)	12月	教育相談週間(三者面談)の実施 いじめ防止月間の取組
7月	教育相談週間(二者面談)の実施 長期休業前に「正しいSOSの出し方」に関する授業の実施	1月	児童生徒理解のための職員会議③ 学校生活アンケート
8月	児童生徒理解のための職員会議②	2月	柏市いじめの状況調査(3学期) 少年補導センターによる「ネットトラブル防止教室」等の実施
9月	学校生活アンケート及び児童生徒課によるいじめ防止授業等の実施	3月	アンケートをもとにした個人面談 年間計画のふりかえり

◇ 教育相談体制の充実

定期的な教育相談は、いじめの早期発見や未然防止につながります。教育相談の実施に当たっては、全校の体制を整えることが必要です。たとえば、「教育相談週間」等を設けて、全校児童生徒を対象として、相談の相手は、学級担任に限らず、児童生徒の希望に応じる等の工夫をしながら、児童生徒が相談しやすい体制づくりを心がけることが大切です。

◇ いじめの問題の発生要因の分析～いじめの問題の再発防止に向けて～

校内のいじめの問題については、問題解決後に生徒指導部が中心となって、いじめの発生要因を分析するとともに、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組につなげます。いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題から学んだことをどう生かせるかを協議することが、再発防止につながります。

3. 職員会議・校内研修会

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教職員自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。いじめを予防するための職員会議や校内研修会は、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるように事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

(1) 職員会議

職員会議は「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高めることが大切です。

(2) 校内研修

校内研修は、自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものです。いじめの問題に関する校内研修の内容として、いじめの問題について共通課題を持ち、一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出す研修が考えられます。

《例1：いじめ事例集の活用》

「いじめ対策に係る事例集（平成30年9月）」：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm



実際のいじめの事例の中から、いじめの防止、早期発見、対処などの点で特に優れていると判断した事例、学校現場において教訓となると判断した事例47ケースを掲載しています。校内研修等で活用できる内容になっています。

《例2：教職員の人権意識を高めるための研修》

『考え、議論する教材シリーズ「私たちの選択肢」』

<https://standby-corp.jp/about/forschool/watashitachinosentakushi/>

『いじめや人権、話し合おう、変えていこう。「無料マンガ教材チェンジャーズ」』

<https://wearechangers.jp/> (スタンドバイ株式会社)



柏市では、産官学連携（千葉大学・敬愛大学・**スタンドバイ株式会社**等）で「もし心配があるのであれば自分たちのクラスの雰囲気を変えるよう、一人一人が動いてほしい」という願いを持って映像教材を開発しました。

この教材は、児童生徒を対象にした授業で使えるようにつくられています。教職員研修で模擬授業を行うなど、教職員自身が体験的に学ぶときにも役立ちます。ぜひ活用してください。



引用・参考文献

- ・「生徒指導リーフ」 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター
- ・生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について 文部科学省 平成18年
- ・「いじめ対応マニュアル」 兵庫県教育委員会 平成29年
- ・「いじめ対策に係る事例集」 文部科学省 平成30年
- ・「いじめのメカニズム」 高野清純編著 教育出版 1986年
- ・「いじめの構造 なぜ人が怪物になるのか」 内藤朝雄 講談社現代新書 2009年
- ・「いじめの直し方」 内藤朝雄 荻上チキ 浅茅新聞出版社 2010年
- ・「エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク 現場で使える教育行政との協働プログラム」 山野則子 明石書店 2015年
- ・『ヒトは「いじめ」をやめられない』 中野信子 小学館新書 2017年
- ・「いじめを生む教室」 荻上チキ PHP研究所 2018年
- ・『考え、議論する教材シリーズ「私たちの選択肢」』 スタンドバイ株式会社 2018年
- ・「学校を長期欠席する子どもたち-不登校・ネグレクトから学校教育と児童福祉の連携を考える」 保坂亨 明石書店 2019年
- ・「学校を変えるいじめの科学」 和久田学 日本評論社 2019年
- ・「いじめ対応の手引き」 青森県教育委員会 平成31年
- ・「スクールロイヤーだより」 流山市教育委員会 令和3年
- ・「5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート」 大阪府教育委員会 平成30年
- ・「いじめ総合対策【第2次】」 東京都教育委員会 平成29年
- ・「生徒指導提要（改訂版）」 文部科学省 令和4年
- ・「発達障害支援のコツ」 広瀬宏之 岩崎学術出版社 2018年
- ・「世界のイジメ」 清永賢二 信山社 2000年
- ・「スクールロイヤーにできること」 ストップいじめ!ナビ スクールロイヤーチーム 日本評論社 2019年
- ・「教室マルトリートメント」 川上康則 東洋館出版社 2022年
- ・「弁護士によるネットいじめ対応マニュアル学校トラブルを中心に」 細川潔 和泉貴士 田中健太郎 エイデル研究所 2021年
- ・「子どものスマホ・トラブル対応ガイド」 安川雅史 ぎょうせい 平成28年
- ・「学校管理職・教育委員会のためのいじめを重大化させないQ&A100」 嶋崎政男 エイデル研究所

名 称	「いじめ問題対応の手引き」
発行者	柏市教育委員会
発行日	平成24年10月31日 平成26年 5月28日改定 平成29年 3月31日改定 令和 2年 4月 1日改定 令和 5年 4月 1日改定
連絡先	柏市教育委員会学校教育部児童生徒課 04-7191-7210